

(実態調査)

第6条 町長は、前条の規定による情報提供があったとき又は第4条第1項に定める適正な管理が行われていない空き家等があるときは、当該空き家等の実態調査をするものとする。

(助言又は指導)

第7条 町長は、前条の実態調査により、又は明らかに空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、空き家等の適正な管理に必要な措置について助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第8条 町長は、正当な理由がなく前条の規定による指導に従わないとき又は第6条の実態調査により、著しく管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、履行期限を定めて空き家等の適正な管理に必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(公表)

第9条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該所有者等に意見を述べる機会を与えた上で、周防大島町公告式条例（平成16年周防大島町条例第3号）第2条第3項に規定する掲示場への掲示及び規則で定めるものへの掲載により、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 勧告に従わなかった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 勧告に係る空き家等の所在地及び建築物又はその敷地の別
- (3) 勧告の内容

(協力要請)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、本町の区域を管轄する警察その他の機関に、必要な措置を講じるよう要請することができる。

(支援)

第11条 町長は、空き家等の所有者等に対し、空き家等の適正管理について必要な支援をすることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。